(様式第２)（第５条関係）

第　　　号

　令和　　　年　　月　　　日

　　　　　　　　　殿

東京都知事　小池　百合子

令和７年度SDGsファイナンス促進支援事業補助金(トランジションファイナンス等)

交付決定通知書

　令和　　年　　月　　日付けで交付申請のあった令和７年度SDGsファイナンス促進支援事業補助金(トランジションファイナンス等)については、令和７年度SDGsファイナンス促進支援事業補助金(トランジションファイナンス等)交付要綱（令和６年●月●日６ス戦事第●号。以下「交付要綱」という。）第５条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

１　補助金の交付の対象となる発行等支援業務及びその内容は、令和　　年　　月　　日付交付申請書のとおりであり、支援対象事業者は　　　　　　　　である。

２ 補助金の交付決定額は次のとおりである。ただし、発行等支援業務の内容を変更する場合において、補助金交付決定額が変更されるときは、別に通知するところによる。

　　　補助金交付決定額　金　　　　　　　　円

３　発行等支援業務に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、令和　　年　　月　　日付交付申請書別紙記載のとおりである。

４　発行等支援業務内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。なお、交付決定額は、交付申請書に基づく審査による補助金交付額であり、実際に支払う補助金は完了実績報告書に基づき確定する。

５　補助事業者は、東京都補助金等交付規則（昭和37年９月29日規則第141号）、東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）及び交付要綱に従わなければならない。

６　補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第３条第２項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

７　この交付決定に対し不服があるとき、申請の取下げをすることのできる期限は交付要綱第８条に定めるとおりとする。

８　その他特記事項等は、下表に記すものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 支援対象事業者の名称 |  |
| 補助金交付対象となる  発行等支援業務の名称 |  |
| 補助金交付決定額 |  |
| 特記事項 |  |

|  |
| --- |
| 担当者連絡先  部署名：産業労働局総務部  国際金融都市推進課  　責任者名：菊池  担当者名：松永、岩崎  ＴＥＬ：03-5000-7005  E-mail：S1130103@section.metro.tokyo.jp |